

# 提出書類及び注意事項

## (B) 個人のみなさま

### ① 新規申請のご案内

	提出書類	様式番号	備考
1)	指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先	表紙	申請書・届出書毎の共通表紙
2)	「指定給水装置工事事業者指定申請書」	施行規則様式第1	
3)	「機械器具調書」	施行規則別表	
4)	「誓約書」	施行規則様式第2	
5)	添付書類	「住民票」	発行日から3か月以内のもの(「写し」)
6)		「給水装置工事主任技術者」免状写し、または「給水装置工事主任技術者証」の写し	※
7)		事業所の位置図	住宅地図等
8)		事業所の見取図(平面図)	
9)		事業所の写真(外観・室内)	
10)	指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先	表紙	申請書・届出書毎の共通表紙
11)	「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」	施行規則様式第3	奈良県では、指定の申請と併せて「選任届」を提出
6)	添付書類	「給水装置工事主任技術者」免状写し、または「給水装置工事主任技術者証」の写し	※上記6)をコピー

## 【注意事項】

- 1 「指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)」について  
「指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)」と「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)」のそれぞれの前に、「申請書・届出書の提出先(表紙)」を付けてください。奈良県内では、指定申請と併せて「選任届」を提出していただいております。
- 2 「申請者・届出者」について  
申請者・届出者は、個人事業者本人の氏名を代表者名としてください。(住民票で確認します。)
- 3 「住民票」について  
3か月以内に各市町村で発行したもの(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)を添付してください。「写し」とは、各市町村の発行するものを指します。(コピー不可)
- 4 「給水装置工事主任技術者免状」の写しについて  
「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付してください。「給水装置工事主任技術者証」の写しでも可能です。(免状の交付番号を確認を行います。)
- 5 「事業所」について  
事業所の所在地を確認するため、位置図(住宅地図程度)、見取図(平面図)、外観と室内の写真1枚ずつの添付をお願いします。
- 6 「メールアドレス」について  
申請書・届出書の内容を調整するため、メールアドレスを記載して頂くようお願いします。
- 7 事業所ごとの申請書の提出について  
奈良県内では、事業所ごとに申請書を提出して頂くこととなりますので、申請書(様式第1)の裏面の下段は使用しないでください。  
(注)一つの市町村で2つ以上の事業所を申請する場合は、事業所ごとに申請書を提出すると共に、各市町村に対して事業所の数だけ手数料が必要となります。